

写

障 第 02020003 号
平成 29 年 2 月 2 日

指定障害福祉サービス事業運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共同生活援助に係る共同生活住居と日中活動系サービス事業所の同一敷地内設置に関する取扱いについて (通知)

平素は、本県の障害福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定共同生活援助に係る共同生活住居 (以下「グループホーム」という。) については、障害者の住まいであることを踏まえた適切な環境が確保されるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (以下「基準」という。)」において、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない、と定められています。

基準は、グループホームが、家庭的な雰囲気の下で指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めています。

一方、基準では、日中活動を行う指定障害福祉サービス事業所とグループホームを同一敷地内に設置することについては、規定されていません。

また、和歌山県では、「第 4 期和歌山県障害福祉計画」に基づき、障害のある人の地域での居住の場としてグループホームの整備を推進しています。

このたび、グループホームの整備をさらに促進するため、標記の取扱いについて、基本的な考え方等を別紙のとおり整理し、平成 29 年 4 月 1 日から運用することとしたので通知します。

注)日中活動系サービス事業所については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各指定障害福祉サービス事業所に限ります。別紙において「日中活動事業所」といいます。

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課
在宅福祉班 TEL073-441-2533

同一敷地内における共同生活住居と日中活動事業所の設置に関する取扱い

1. グループホームの設置及び運営の基本的な考え方について

グループホームは、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気の下、数人で共同して自立した生活を営む住まいの場であり、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を行うものとして、次のような基本的な考え方に基づいて設置及び運営する。

- (1) 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、適切かつ効果的にサービスを提供すること。
- (2) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。
- (4) 利用者は、自分の希望に応じて日中活動(昼のサービス)と居住(夜のサービス)の複数のサービスを組み合わせて利用し、地域で安心して暮らすことができるよう適切な支援を受けるものである。日中活動の場とグループホームが同一敷地内に設置されることにより、日中及び夜間を通してサービスを提供する入所施設のように敷地内で生活が完結することは、あってはならない。

2. 同一敷地(※)内に設置する場合の取扱いについて

(※)同一敷地…所有関係や分筆の有無に関わらず、一体的に利用可能な一団の土地を同一敷地とみなします。[登記簿、配置図等で確認します]

事業者がグループホームの制度の趣旨を理解し、利用者は自由意思に基づいてサービスを選択し、利用者の日常生活が及び社会生活が敷地内で完結することがないよう適切な支援を行うことが認められる場合に限り、同一敷地内におけるグループホームと日中活動事業所の設置を認める。

ただし、利用者が地域社会において他の人々と交流する機会の確保のため、グループホームの全ての利用者が同一敷地内の日中活動事業所を利用することや、日中活動事業所の全ての利用者が同一敷地内のグループホームを利用することがないよう厳に留意すること。

設置を検討する場合は、必ず事前に事業所所在の市町村（和歌山市を除く）を管轄する振興局に協議を行うものとし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) それぞれの事業所が、人員、設備の基準を満たし、共用部分を持たないこと。
 - ① 設備や備品は各事業所の利用者専用であること。例えば、グループホームの台所を使用して日中活動事業所の利用者に食事を供したり、日中活動事業所で用意した食事をグループホームの利用者に供することはできない。

- ②同一敷地内の2以上の建物を利用して設置する場合は、それぞれの事業所から道路に自由に行き来できること。同一建物である場合には、それぞれの事業所において外部と直接出入りが可能な専用の入り口（玄関）を有し、建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。
- ③各事業所が2階以上の階に設置される場合には、専用入り口から道路に直接出られる階段等は、利用者の障害特性に応じて工夫され、安全性が確保されており、利用者が常時使用すると認められるものであること。

[配置図、平面図、写真、申出書等により確認します]

- (2)それぞれの事業所は、管理、運営においても独立していること。各事業所において従業者の勤務体制を確保し、勤務体制や兼務関係については事業所ごとに明確にすること。

[法人組織図、各事業所の勤務形態一覧表等で確認します]

- (3)事業者は家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の日常生活及び社会生活が、敷地内で完結するような生活とならないこと。

- ①グループホームの利用者は、グループホームから適度な距離のある地域に所在する企業に就業することや他の法人が運営する障害福祉サービス等を利用することが望ましいため、入居予定者やその家族に、周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明し、広く選択肢を提示して意向を確認すること。意向の確認にあたっては、外部法人の相談支援事業所の関与を求めること。前述の手続きについて事実を確認できるよう記録を作成し、保管すること。

[説明に用いる資料等を確認します]

- ②意向確認の結果、入居予定者とその家族が同一敷地内の日中活動事業所の利用を希望する場合は、予め支給決定市町村と協議して必要な指示を受け、当該利用者への支援方針を個別支援計画に位置づけること。（実地指導において確認します。）
- ③家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。

[事業計画等を確認します]